

内部統制システムに関する基本方針（規程）

当社は、経営理念に適った企業活動を通じ、すべてのステークホルダーから信頼を得て企業価値向上を実現するために、生産者に対し高品質で安心・安全な肥料を安定供給することを使命とし、この実践を通じて社会経済の発展に貢献するため、以下のとおり業務の適正を確保するための体制に関する基本方針を整備する。

当社は社会の変化に対応し、内部統制の基本方針を常に見直すことにより、より適正にかつ効率的な体制を実現するものとする。

<経営理念>

高品質な肥料を低コストで安定的に
供給するという使命のもと
北海道農業の発展に貢献します。

1. 取締役及び社員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、取締役及び社員が関連法規及び定款を遵守し、倫理観をもって事業活動できるようその行動指針として「ホクレン肥料株式会社行動規範（規則）」を定める。
- (2) 代表取締役社長を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンス態勢の維持・向上を図り、啓発教育を実施し、意識の向上を図る。
- (3) 当社は社内相談・通報窓口の設置、外部相談・通報窓口として「ホクレングループフレッシュライン」への加入など公益通報者保護法に対応した体制を整備する。
- (4) 当社は、代表取締役社長のもとに内部統制監査室を設置し、社長が定める内部監査方針に基づき、内部統制の整備・運用状況を監査する。
- (5) 当社は、業務の点検・改善を毎年実施することにより、業務の適切性の確認と併せ、不適切な業務手続きの改善を行うことで、法令・定款等の遵守態勢の向上に努める。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役は、株主総会議事録、取締役会議事録、りん議書その他職務執行に関わる重要情報を「文書取扱規程」、「情報セキュリティ規則」に基づき、

適切かつ確実に保存及び管理を行う。

- (2) 上記の情報・文書については、監査役の要求があった場合は速やかに提出する。

3. リスク管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社は、リスク管理に関する基本的事項をリスク管理規程に定め、リスク管理会議を設置し、重大リスクの選定や対応策の策定など、リスク管理体制の整備を図る。
- (2) 取締役及び社員は、職制規程に基づき、その職務の遂行に必要な権限を付与されるとともに、その範囲内で職務の遂行に伴うリスク管理を行い、その結果について責任を負う。
- (3) 重大な危機が発生した場合は「危機管理マニュアル」に基づき、危機対策本部を設置し、迅速かつ適正な対応を行い、損害・損失の拡大を最小限に止めるとともにその後の再発防止策を講じる。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

- (1) 取締役会は定時のほか、必要に応じて随時開催し、経営上重要な事項については、取締役会で決議する。
- (2) 業務執行の意思統一を図る機関として、常勤取締役会を設置し、必要に応じて開催する。
- (3) 組織及び職務分掌については、「職制規程」を定め、各職位の基本的な職能及び相互関係を明確にする。また、業務執行に関する各職位の責任、権限、決裁基準については、「職務権限表」を定める。

5. 財務報告の適正性および信頼性を確保するための体制

- (1) 当社は、会計基準その他法令を遵守するとともに、経理規程等のルールを整備し、適正な会計処理を行う。
- (2) 当社は、適時・適正に財務報告を作成できるよう、財務報告部署に適切な人員を配置し、会計・税務等に関する専門性を維持・向上させるため、人材育成に努める。

6. ホクレングループにおける業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社は、ホクレングループの一員として相互に連携を図り、コンプライアンス及び危機管理に関する重要な事項が発生した場合はホクレンの担当部署に報告し、対応について協議する。

- (2) 定期的に法令、定款等の遵守状況及び遵守体制の有効性、実務の有効性・効率性について、ホクレンの内部監査を受け、改善の必要がある場合は、速やかに必要な対策を講じる。

7. 監査役の職務を補助すべき社員に関する体制

- (1) 当社は、監査役による監査の実効性を高め、監査職務が円滑に遂行されるために監査役の職務を補助する部署（内部統制監査室）を設置する。なお、当該部署に属する社員の任命・異動などの事項については監査役の同意を得たうえで決定する。
- (2) 監査役に報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制とする。

8. 取締役及び社員が監査役に報告をするための体制及び監査役の監査が実効的に行われていることを確保するための体制

- (1) 取締役及び社員は法令等の違反行為、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに監査役に報告する。
- (2) 監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するために、取締役会並びにその他の重要な会議に出席する。
- (3) 監査役は、内部監査の方針策定と実施に対して指示することができるとともに、内部統制監査室と緊密な連携を保ち、情報交換を行い、効率的で有効な監査を実施するよう努める。
- (4) 監査役から関係書類等の提出要請を受けた場合は、速やかに提出する。
- (5) 監査役の求めに応じ、常勤取締役は定期的及び随時に監査役と意見交換を実施する。

9. 監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に係わる方針

- (1) 監査役の職務の執行について生ずる費用の処理については、監査役の請求等に従い円滑に行い得る体制とする。

10. 反社会的勢力による被害の防止

当社は社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して、確固たる信念をもって、以下の事項を定め、排除の姿勢を堅持し、これを遵守する。

(1) 組織としての対応

反社会的勢力による不当要求に対し、社員の安全を確保しつつ組織として対応し迅速な問題解決に努める。

(2) 外部専門機関との連携

反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築する。

(3) 取引を含めた関係を遮断

反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶する。

(4) 有事における民事と刑事の法的対応

反社会的勢力による不当要求に対して、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応する。

(5) 裏取引や資金提供の禁止

反社会的勢力に対して、資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行わない。

以 上

(実施期日)

この方針は、令和 5 年 4 月 1 日から実施する。